

鳴門教育大学センター所長選考規則

平成16年 4 月 1 日

規則第 18 号

改正 平成17年 3 月 1 4 日規則第 9 号
平成21年 3 月 2 3 日規則第 4 号
平成22年 3 月 2 4 日規則第 1 3 号
平成24年 3 月 1 9 日規則第 1 2 号
平成24年 4 月 1 6 日規則第 1 9 号
平成27年 3 月 2 4 日規則第 1 6 号
平成29年 2 月 8 日規則第 2 号
平成31年 3 月 1 3 日規則第 2 3 号
令和 3 年 3 月 1 0 日規則第 7 号
令和 4 年 3 月 9 日規則第 1 7 号
令和 7 年 3 月 2 7 日規則第 1 0 号
令和 7 年 9 月 1 0 日規則第 2 1 号
令和 8 年 3 月 1 1 日規則第 1 6 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第24条第4項の規定に基づき、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教育実習総合支援センター所長、長期履修学生支援センター所長、教師のためのA I ・ D S 研究開発センター所長、情報基盤センター所長、小学校英語教育センター所長、教員教育国際協力センター所長、セルフデザイン型学修支援センター所長、遠隔教育推進センター所長、キャリア支援センター所長及び心身健康センター所長（以下「センター所長」という。）の選考及び任期等について定める。

2 前項の規定にかかわらず、センター所長の選考及び任期等について別に定めがある場合は、当該定めによる。

(選考)

第2条 センター所長の選考は、学長が行う。

2 センター所長は、本学の教授又は准教授のうちから学長による面接を実施の上、選考する。

(選考の時期)

第3条 学長は、その職に就任したとき、又は次の各号の一に該当する場合にセンター所長の選考を行う。ただし、学長就任日（再任日を含む。）に当該センター所長の任期が途中である場合は、この限りでない。

- (1) 当該センター所長の任期が満了するとき。
- (2) 当該センター所長が辞任を申し出たとき。
- (3) 当該センター所長が欠員となったとき。

2 前項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに選考を行うものとする。

(任期)

第4条 センター所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 センター所長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、センター所長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日に現に学校教育実践センター所長、学校教育学部附属実技教育研究指導センター所長、保健管理センター所長及び情報処理センター所長である者は、施行日に、改正後の第2条の規定に基づき、地域連携センター所長、実技教育研究指導センター所長、心身健康研究教育センター所長及び高度情報研究教育センター所長に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

3 施行日において任命された小学校英語教育センター所長及び教員教育国際協力センター所長の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 施行日の前日に現に予防教育科学教育研究センター所長である者は、施行日に改正後の第2条の規定に基づき予防教育科学教育研究センター所長に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年5月1日から施行する。

2 施行日の前日に予防教育科学教育研究センター所長である者は、施行日に予防教育科学センター所長となるものとし、その任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 施行日において任命された生徒指導支援センター所長の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成29年2月8日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 施行日において任命された教育実習総合支援センター所長の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 施行日において任命された発達臨床センター所長の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、次に掲げるセンター所長である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

(1) 地域連携センター所長

(2) 予防教育科学センター所長

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。